る、

**お話 笹本 潤さん**

第**206**号

**7月20日**

**２０２２年**

**発行:調布九条の会「憲法ひろば」**

----------------------------------------------------------

〒182-0022 調布市国領町2-5-15 あくろす2階

 市民活動支援センター内メールボックス６番

-----------------------------------------------------------

郵便振替**00170-6-445473** 加入者名**大野哲夫**

**E-Mail：choufu9jou@yahoo.co.jp**

**WEBサイトhttp://choufu9jou.sakura.ne.jp**





\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*\*

　｢憲法ひろば｣179回例会は7月17日13時半～たづくり1002室で、笹本潤弁護士**(国際民主法律家協会､９条地球憲章の会****､写真右)**から、緊迫している｢ウクライナ情勢｣をどう見るかについてお話を聞いて討論した。

参加は30人＋オンライン5人。司会は丸山重威世話人**(写真左下)**､記録は石川康子世話人。　 **(編集部)**

ウクライナの状況が刻々と後戻りできない地点に追い込まれ、世界の分断が進行する中、日本では参院選で改憲勢力が勝利し、軍事化路線が確立されつつあるという、危機的な状況の下で開かれた７月例会でした。

**ロシアのウクライナ侵攻は国連憲章違反**

国連憲章が認めている個別的自衛権は自国が攻められた場合にのみ認められるのであり、ロシア系住民の多い東部のドネツク、ルガンスク共和国の要請による集団的自衛権の行使だというロシアの主張も「両国」が国際的に承認された主権国家ではないので成り立たない。その前提に立った上で、なお、ロシアが軍事行動に出た背景には、ＮＡＴＯの東方拡大やウクライナに対するアメリカの内政干渉があったという事実を見過ごすことはできない。

**マイダン「革命」か「クーデター」か**

　２０１４年２月に親ロ政権に反対して起こったデモが暴徒化してヤヌコヴィッチ大統領はロシアに亡命した。

日本で民主主義の勝利として「マイダン革命」と呼ばれているこの政変は、アメリカの関与によるクーデターであったことが、後に明らかになっている。新政権はロシア語を禁止するなど、ロシア系住民を弾圧、

クリミアは自主投票でロシアに編入されたが、東部では内戦状態が続き、１万４千人が死亡したといわれる。西側メディアはこの辺の事情を全く伝えていない。

**軍事同盟は国連憲章違反**

ロシアの「脅威」に対抗して今まで中立を表明してきた北欧２国のＮＡＴＯ入りが確実になり、日本でも日米同盟の強化や軍事予算の倍増計画が声高に叫ばれている。しかし、集団的安全保障を目指す国連憲章はそもそもこのような軍事ブロックを認めていない。集団的自衛権の行使は、国連が軍事行動を起こすまでの期間暫定的に認められるだけであり、ＮＡＴＯや日米同盟のような永続的な軍事同盟は国連憲章に違反していると考えられる。現在ロシアに対して行われている経済制裁も国連憲章41条に違反している。

**９条を守るだけでいいのか**

日本では護憲派の中にも安保条約反対を表明する人は少ない。「日米安保条約が日本の平和と安全に役立っている」と考える人は77・５％で、９条改憲に反対する人よりはるかに多い。平和運動の中に安保条約廃止が位置付けられていない。今の状況では、９条があっても、軍事衝突が起これば戦争になる。アメリカは台湾に要人を派遣したり、武器を供与したり、挑発とも言える行為を始めている。ウクライナと同じことが起こるかもしれないという懸念が、軍備を増強して「自衛力」を高めるべき、という議論を支えている。

**日米同盟がアジアの緊張を高める**

　話は逆で、中国や北朝鮮からみれば、日本の軍事化は日米一体となって軍事的脅威を拡大するものだろう。

しかし一国が対米軍事同盟を解消すれば、他国でそれが強化されるので、連帯してアジアから米国との軍事同盟をなくしていく運動が必要だ。

国連憲章を守る目的でできた「国際民主法律家協会」、反軍事同盟を掲げる「アジア太平洋法律家連盟」など国際的な法律家団体や他国の市民団体と協力すると共に、国内では政府に中国・北朝鮮と友好的対話をするよう求めていかなければならない。

**９条と国連憲章は同じ方向性**

　自衛権を認めている国連憲章51条は専守防衛を定めていることで９条と同じ方向性を持っているといえる。

イラク戦争、コソボ、リビア、ウクライナへの攻撃など、国連憲章違反の武力行使が横行しているが、これを取り締まる有効な手段が国連にないことが大きな課題だ。９条は国連憲章を守らせ、世界から軍事力行使をなくすための大きな指針になる。

**（石川康子･記）**

**ウクライナ情勢を見る視点**

**日本とアジアを戦場にしないために**

**第１７９回**

**憲法ひろば**

